

## II 資源・エネルギーの循環促進

### II-1 廃棄物の抑制・リサイクル

持続可能な循環型社会を構築するためには、浄水・下水の処理過程で生じる発生土及び汚泥、上下水道工事(工業用水道を含む)で発生する建設副産物、事業所から排出される廃棄物などの減量化を図るとともに、廃棄物のリサイクルを進めていかなければなりません。

上下水道局では、循環型社会の構築に向けて、以下の取組を進めていきます。

#### II-1-(1) 浄水発生土の有効利用



長沢浄水場及び生田浄水場の浄水処理過程で発生する浄水発生土を、改良土の原材料やセメント原料として、100%有効利用していきます。

#### 【計画期間の主な取組】

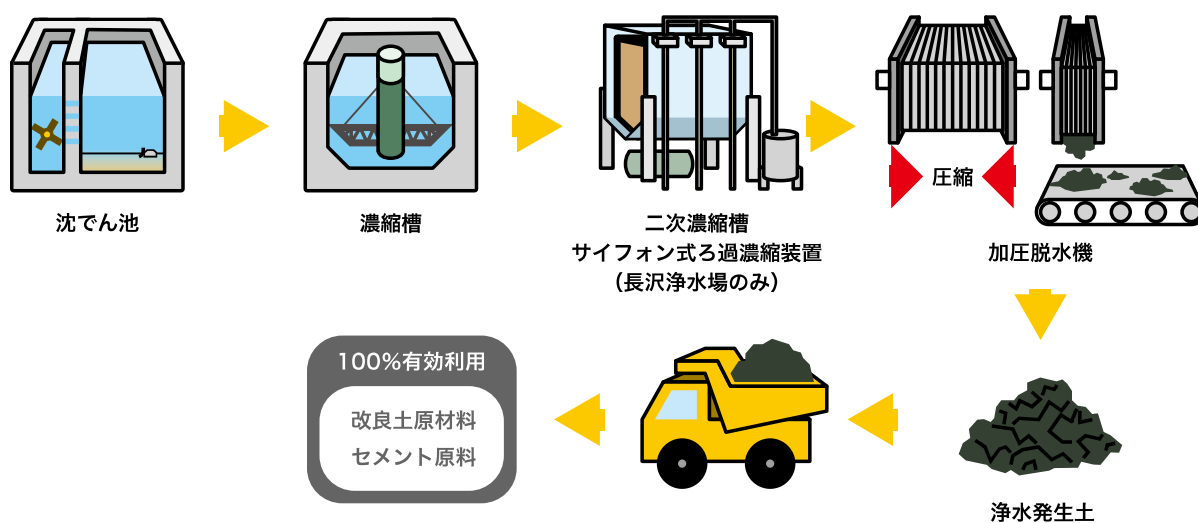
今後も引き続き、浄水処理過程から発生する浄水発生土の100%有効利用に努めます。

#### 〈浄水発生土の有効利用について〉

	有効利用率	有効利用内訳〔t〕				
		長沢浄水場			生田浄水場	
		改良土 原材料	セメント 原料	合計	改良土 原材料	合計
令和2(2020)年度 (実績)	100%	2,591	4,626	7,217	507	507



改良土プラント



## II-1-(2) 下水汚泥の有効利用

水道 工水 下水

入江崎総合スラッジセンターでは、市内4か所の水処理センターで発生する下水汚泥を集約し焼却処理しており、この汚泥焼却灰を資源として捉え、セメント原料として有効利用していきます。

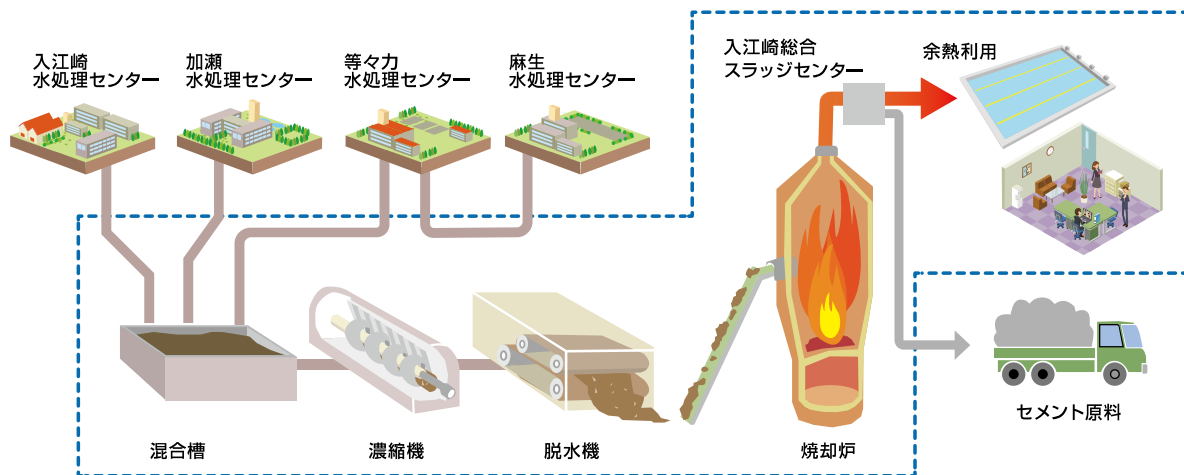
### 【計画期間の主な取組】

- 今後引き続き、セメント原料として100%有効利用に努めます。

#### 〈下水汚泥の有効利用について〉

	有効利用率	内訳〔t〕		合計
		セメント原料	埋立処分※	
令和2(2020)年度 (実績)	98.1%	4,053	78	4,131

※セメント工場の整備工事などにより、埋立処分する場合があります。



下水汚泥処理工程から発生する資源・エネルギーの利活用のイメージ

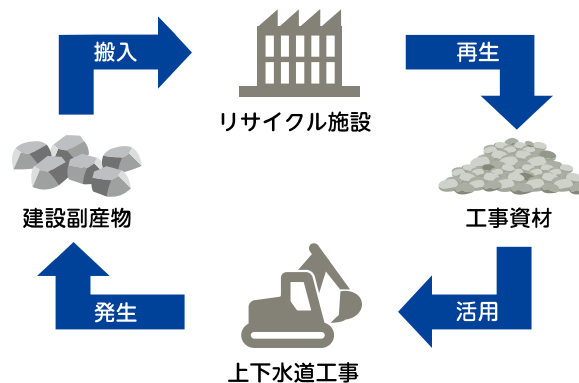
## II-1-(3) 建設副産物のリサイクルの推進

水道 工水 下水

上下水道工事(工業用水道を含む)に伴い発生する建設副産物は、可能な限り再資源化し、工事資材に積極的に活用するなど、循環型社会の構築に向けた環境施策を継続的に実施していきます。

### 【計画期間の主な取組】

- 建設副産物を適正に処理し、再資源化に積極的に取り組みます。
- 再生資源材料を工事に積極的に採用します。



建設副産物リサイクル概念図

## II-2 資源・エネルギーの有効利用

下水処理や污泥焼却の過程において、高度処理水や焼却熱など、利用可能な資源・エネルギーが生じます。これらを活用することにより、循環型社会の構築に寄与するとともに、脱炭素社会の実現にも貢献することができます。

上下水道局では、資源・エネルギーの循環を促進するため、以下の取組を進めていきます。

### II-2-(1) 下水污泥焼却熱を利用した温水プール

水道 工水 下水

入江崎総合スラッジセンターの污泥焼却工程から発生する余熱を、隣接する入江崎余熱利用プールや管理棟の空調・給湯設備などの熱源として利用していきます。

#### 【計画期間の主な取組】

- 污泥焼却工程から発生する余熱の有効利用を進めます。



入江崎余熱利用プール

### II-2-(2) 高度処理水の有効利用

水道 工水 下水

下水道の高度処理水(\*<sup>1</sup>)を利活用し、川崎ゼロ・エミッション(\*<sup>2</sup>)工業団地や近隣事業者へ提供するとともに、水処理センターでの場内利用を行っていきます。

また、高度処理水を利用したせせらぎ水路の整備により、市民に憩いの空間を提供していきます。

- \*<sup>1</sup>高度処理水=標準的な処理法よりも、有機物や浮遊物質及び富栄養化の原因となる窒素やりんを取り除いてきれいにした処理水。
- \*<sup>2</sup>ゼロ・エミッション=産業活動から排出される廃棄物を他の産業の資源として活用し、全体として廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想。

#### 【計画期間の主な取組】

- 川崎ゼロ・エミッション工業団地、近隣事業者に高度処理水を提供します。
- 高度処理水を江川せせらぎ水路に送水して水辺環境の回復を図ります。
- 各水処理センター内で、高度処理水を機械の冷却水等に利用します。
- 高度処理水の有効利用を継続し、循環型社会の構築に貢献します。



江川せせらぎ水路



## 健全な水循環・水環境の創出

### Ⅲ-1 水資源の確保・有効利用

水道事業及び工業用水道事業は、基本的使命である「安全で良質な水の安定供給」を実現するため、水源地において必要な水量と良好な水質を確保し、浄水処理した水を市内の各家庭、事務所や工場などに無駄なく届けることが求められています。また、届けた水を市民の皆様大切に使用いただくことも、環境にやさしい循環型社会を構築するために重要であると考えています。

上下水道局では、健全な水循環の確保と水質保全に向けて、以下の取組を進めていきます。

#### Ⅲ-1-(1) 水源の保全



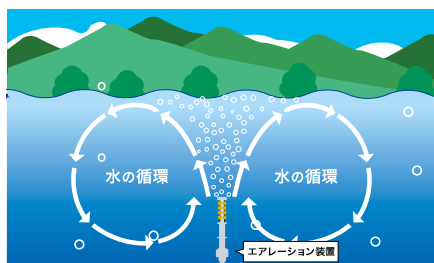
神奈川県や他の水道事業者等との共同事業として、相模湖及び津久井湖にエアレーション装置(\*<sup>1</sup>)を設置し、湖の表層水と深層水を循環させることにより、富栄養化によるアオコの異常発生を抑制します。また、相模貯水池のしゅんせつ(\*<sup>2</sup>)を実施し、相模湖上流域の災害防止と有効貯水容量の維持に努めています。

\*<sup>1</sup>エアレーション装置=湖に揚水筒という筒を立て、筒の底から空気を注入することで大きな泡をつくり、この泡と一緒に湖底の冷たい水を湖の表面に運ぶことにより、アオコの発生を防ぐもの。

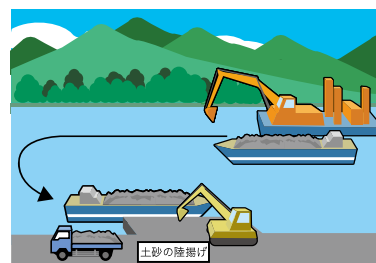
\*<sup>2</sup>しゅんせつ=湖や河川等の水底に堆積した土砂をさらって取り除くこと。

#### 【計画期間の主な取組】

- エアレーション装置の設置などによるアオコの異常発生を抑制を継続して実施します。
- 相模貯水池の有効貯水容量維持等を目的に、県内水道事業者等との共同事業(相模貯水池堆砂対策事業)として、相模貯水池において年間15万m<sup>3</sup>のしゅんせつを実施します。
- 水質状況を取りまとめた「水質概況」やリーフレットを作成し、水源の水質保全についての啓蒙・啓発活動を行います。
- かび臭やクリプトスポリジウム等の河川・湖の水質調査を実施します。



エアレーション装置



相模貯水池でのしゅんせつ

### Ⅲ-1-(2) 水資源の有効利用の推進



漏水の防止は、水資源の有効活用や浄水処理エネルギーの消費抑制につながります。水源開発やエネルギー消費に伴う大気汚染物質による自然環境への負荷の低減に向けて、漏水防止計画に基づく適切な地下漏水調査を実施し、水道管からの漏水の早期発見に努めていきます。また、漏水の予防的対策として、老朽化した管路の更新を行っていきます。

#### 【計画期間の主な取組】

- 漏水防止計画に基づき、漏水調査を実施します。
- 老朽化した管路を更新します。



漏水調査の様子

#### <漏水防止計画に掲げる取組一覧>

対策	項目	取組
基礎的対策	漏水防止の準備	マッピングシステムの管理・活用
		配水量計の更新及び維持管理
	実態調査	配水量分析の実施
		漏水修理工事の分析
		地下漏水調査の分析
	技術開発	中大口径管路における漏水検知に関する共同研究
管路の維持管理における常時監視に関する共同研究		
対症療法的対策	機動的作業	地上漏水調査・修理
	計画的作業	地下漏水調査
		弁栓調査
予防的対策	給水管の修繕	漏水修理における市負担範囲拡大の調査・検討
	老朽管の更新	給水管の更新
		小口径配水管の更新
		中・大口径送配水管の更新
適正水圧の確保	配水ブロックシステムによる給水	

## Ⅲ-2 良好な水環境の創出

下水道事業は、家庭や工場から排出される汚水をきれいにして、川や海などの公共用水域に戻す役割を担っており、快適な市民生活を実現するためには、下水道機能を健全な状態で維持することが不可欠です。

上下水道局では、公共用水域の水質保全を実現し、健全な水循環と良好な水環境を創出するため、以下の取組を進めていきます。

### Ⅲ-2-(1) 下水道の未普及地域の解消及び水洗化の促進

水道 工水 下水

快適な生活と良好な環境のため、未普及地域や未水洗化家屋の解消を推進し、現在、市内のほとんどの地域で下水道を利用できるようになり、河川や海域の水質が改善されていますが、未水洗化家屋には引き続き、戸別訪問や広報活動により、水洗化を促進していきます。

※令和2(2020)年度末の下水道処理人口普及率(\*<sup>1</sup>)は99.5%、水洗化率(\*<sup>2</sup>)は99.7%です。



下水道処理人口普及率と河川の水質の推移

\*<sup>1</sup> 下水道処理人口普及率=下水道が整備された区域(処理区域)に居住する人の割合。

\*<sup>2</sup> 水洗化率=処理区域内の世帯数のうち、実際に下水道を利用している世帯の割合。

\*<sup>3</sup> BOD=有機物による汚れの度合を表す指標であり、水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量。

### 【計画期間の主な取組】

主な下水道の未整備地区である登戸土地区画整理地区や河川沿いなどの下水道整備の推進に向けて、関係機関との継続的な協議・調整を進め、未普及地域や未水洗化家屋の解消に向けた取組を実施します。

### Ⅲ-2-(2) 事業場排水の指導及び水処理センターの放流水質の確保

水道

工水

下水

下水道へ排出する下水の量が多い事業場、又は水処理センターで処理できない有害物質等を使用する事業場などの把握を行うとともに、水質基準の遵守を指導します。さらに、下水道への排水を監視する必要がある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施することで、水質基準を超過する排水を未然に防止します。

また、日々変化する流入下水に対応して、適正な水処理が実施できるよう、処理過程の段階ごとに必要な水質検査を定期的に行い、良好できれいな水を継続して川や海に返します。

#### 【計画期間の主な取組】

- 下水道への排水について監視する必要がある事業場に対して立入調査を実施します。
- 水処理センターでの適正な水質管理の実施により、放流水の水質基準適合率100%を維持します。



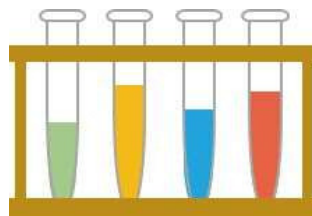
事業場排水採水状況



水質検査実施状況

#### コラム 放流水の水質基準への適合

水処理センターの放流水には、法令で水質基準が定められています。水質基準には、BOD(生物化学的酸素要求量)やSS(浮遊物質)など水処理センターで処理することが可能な項目のほか、カドミウムやシアン、ダイオキシン類などの有害物質等、水処理センターで処理できない項目も含まれています。前計画期間(平成29(2017)～令和3(2021)年度)での水質基準適合率は100%を維持しており、今後も事業場の排水指導とともに、水処理センターでの適切な水質管理を通じて、水質基準適合率100%を継続します。



### Ⅲ-2-(3) 高度処理の推進

水道 工水 下水

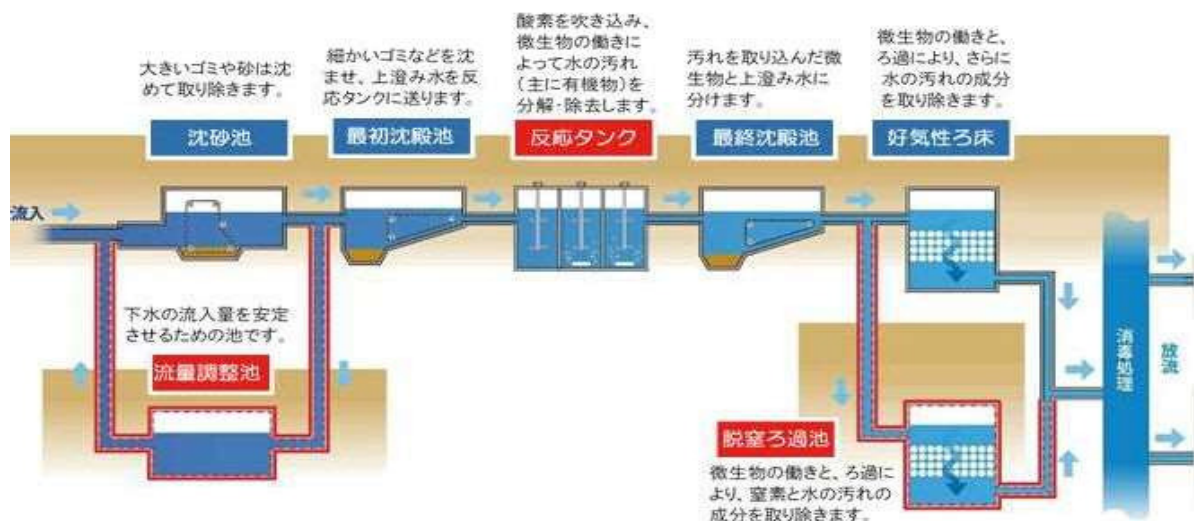
閉鎖性水域である東京湾の水質を改善するため、東京湾流域の1都3県は、「東京湾流域別下水道整備総合計画(\*1)」を策定しています。本市は、関係自治体とともに、計画で定められた目標水質の達成に向け、今後も富栄養化の原因物質とされる窒素やリンの除去などを目的とした水処理センターの高度処理化に向けた取組を進めていきます。

\*1 東京湾流域別下水道整備総合計画=東京湾の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道法に基づく計画で、本市の下水道計画の上位計画に当たるもの。

#### 【計画期間の主な取組】

- 等々力水処理センターにおける流量調整池の整備、脱窒ろ過池の整備及び既設反応タンクの改造を推進します。
- 入江崎水処理センターにおける東系施設への段階的・高度処理(\*2)の導入を推進します。

\*2 段階的・高度処理=部分的な施設の改造や既存施設を活用した運転管理の工夫により水質の向上を図るもの。



#### 〈高度処理普及率〉

	高度処理能力	高度処理普及率(*3)
令和2(2020)年度(実績)	298,200m <sup>3</sup> /日	34.5%
令和3(2021)年度(見込み)	512,700m <sup>3</sup> /日	59.3%
令和4(2022)年度(目標)	↓	↓
令和5(2023)年度(目標)		
令和6(2024)年度(目標)	864,200m <sup>3</sup> /日	100.0%

※令和7年度以降、等々力水処理センターについては、東京湾流域別下水道整備総合計画の目標水質の達成状況に応じて施設整備の継続を検討します。

\*3 高度処理普及率=全高度処理能力/全計画処理能力(高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む)。



### Ⅲ-2-(4) 合流式下水道の改善

水道 工水 下水

合流式下水道は、雨天時に雨水と汚水が混合した下水の一部が未処理のまま川や海に放流されることから、本市では、雨水吐き口やポンプ場などから放流される未処理下水の汚濁負荷(\*1)や放流回数の削減を図るため、昭和52(1977)年度に「合流式下水道雨天時越流水対策」を策定し、雨水貯留管・雨水滞水池(\*2)などを建設して、汚濁負荷の高い初期雨水対策を進めてきました。平成16(2004)年度には、新たに「合流式下水道緊急改善計画」を策定し、雨水吐き口やポンプ場から放流される夾雑物(\*3)を削減するため、合流改善スクリーン(\*4)の設置、ポンプ場スクリーンの目幅縮小などの取組を推進してきました。引き続き、遮集管(\*5)の増強など合流改善対策施設の整備を推進していきます。

- \*1 汚濁負荷＝汚濁物質が水系に流れ、水域環境等に対して及ぼす悪影響。
- \*2 雨水貯留管・雨水滞水池＝汚濁負荷の高い初期雨水を一時的に貯留する施設。(本市では、浸水対策の役割を併せ持った施設)
- \*3 夾雑物(きょうざつぶつ)＝下水に含まれる固形物で、管きよ内の堆積物の原因となる物質。
- \*4 合流改善スクリーン＝雨水吐き口から放流される夾雑物を取り除くための装置。
- \*5 遮集管＝合流式下水道の下水管きよの一つで、晴天時汚水及び一定量の雨水時下水を水処理センターへ送るための管きよ。(下図参照)

#### 【計画期間の主な取組】

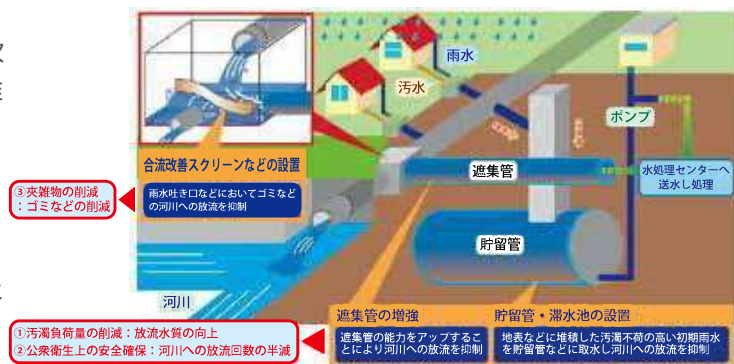
- 大師河原貯留管を合流改善施設として活用するための大師河原ポンプ場の改築を推進します。
- 六郷遮集幹線の整備を推進します。

#### 【改善対策の主な目標】

合流式下水道の改善対策として、次の3項目を計画目標に定め取組を推進します。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 夾雑物の削減

本市では「①汚濁負荷量の削減」と「③夾雑物の削減」が完了しています。



#### 〈合流式下水道改善率〉

	取組	合流式下水道改善率(*6)
令和2(2020)年度(実績)	・六郷遮集幹線の整備 ・大師河原ポンプ場の再構築着手	73.5%
令和3(2021)年度(見込み)	・六郷遮集幹線の整備 ・大師河原ポンプ場の再構築(汚水系統の切替)	↓
令和4(2022)年度(目標)	・六郷遮集幹線の整備 ・大師河原ポンプ場の再構築(汚水系統の切替)	
令和5(2023)年度(目標)	・六郷遮集幹線の整備完了 ・大師河原ポンプ場の再構築(汚水系統の切替)の完了に伴い大師河原貯留管の合流改善対策施設としての整備完了	100%

\*6 合流式下水道改善率＝合流式下水道改善面積/合流式下水道区域面積。

## IV 環境に配慮した行動の促進

### IV-1 事業活動における適正な環境管理

川崎市役所全体の温室効果ガス排出量は、民生部門で市内最大であり、上下水道局は、環境局に次いで排出量が多いことから、その削減に率先して取り組む必要があります。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正、並びに川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例(温対条例)の制定により、平成22(2010)年4月からは事業者単位で管理や報告を行うことになり、特定事業者(省エネ法・温対条例)又は特定排出者(温対法)として上下水道局全体で、エネルギー管理や温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

上下水道局では、環境に配慮した事業活動を推進するため、以下の取組を進めています。

#### IV-1-(1) 市役所の率先した環境配慮の取組



「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」の基本的方向の一つである「市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち」に基づき、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を削減する取組を行っていきます。

#### 【計画期間の主な取組】

- 廃棄物の削減・リサイクル  
パンフレット等の配布部数の見直し、紙類・乾電池・ペットボトル等の分別排出を徹底します。
- グリーン購入の推進  
物品等の購入は、環境負荷の少ない電気製品や事務用品などを選択・使用します。
- 照明・OA機器・空調管理  
昼休み時などの不要な照明の消灯・OA機器の省電力設定、冷暖房温度(暖房=19℃以下、冷房=28℃)を維持します。
- 公用車への電動車(\*)の導入の推進  
令和12(2030)年度までに公用車の温室効果ガス排出量の平成25(2013)年度比28%削減に向けて、公用乗用車を代替時期に合わせて、全て電動車に入れ替えるとともに、乗用車以外の車種についても、市場への投入状況等を踏まえて電動車への入替えに向けた取組を進めます。

\*電動車=電気自動車(EV)、ハイブリッド車(HV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)

#### 〈電動車導入に向けた取組〉

	取組
令和4(2022)年度	・乗用車における電動車導入の拡充(新規導入予定車両 6台) ・乗用車以外の車種における電動車導入に向けた取組の推進 ・電気自動車等の導入に向けた環境整備の検討
令和5(2023)年度	・乗用車における電動車導入の拡充 ・乗用車以外の車種における電動車導入に向けた取組の推進 ・電気自動車等の導入に向けた環境整備の推進
令和6(2024)年度	・乗用車における電動車導入の拡充 ・乗用車以外の車種における電動車導入に向けた取組の推進 ・電気自動車等の導入に向けた環境整備の推進
令和7(2025)年度	・乗用車における電動車導入の拡充(新規導入予定車両 2台) ・乗用車以外の車種における電動車導入に向けた取組の推進 ・電気自動車等の導入に向けた環境整備の推進

## IV-1-(2) 省エネ法に基づくエネルギー管理の取組

水道 工水 下水

省エネ法により、事業者単位でのエネルギー管理が義務付けられており、上下水道局は「特定事業者」として指定を受けています。エネルギー管理統括者等の選任、中長期計画書・定期報告書の作成・提出を行う中で、上下水道局全体でのエネルギー使用量の把握及び適正管理を実施し、中長期における年平均1%以上のエネルギー消費原単位(\*)の低減を目指していきます。

\*エネルギー消費原単位=エネルギー使用量をエネルギー消費と関連のある量で除した値で、エネルギー消費効率を比較するための単位。(省エネ法の努力義務=年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減)

### 【計画期間の主な取組】

引き続き、中長期における年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を目指します。

## IV-1-(3) 温対法及び温対条例に基づく温室効果ガス削減の取組

水道 工水 下水

温対法により、「特定排出者」として事業者単位(上下水道局)の温室効果ガス排出量については所管官庁に報告を、温対条例では、上下水道局が「特定事業者」として、事業活動地球温暖化対策計画書・結果報告書を作成し、環境局に提出しています。

温対法及び温対条例に基づく事業者単位での温室効果ガス排出量の削減に、引き続き努めていきます。

### 【計画期間の主な取組】

温室効果ガス排出量の削減に向けて、設備更新に合わせた高効率型機器の採用、下水汚泥の二段燃焼化に向けた段階的な設備更新などの取組を進めます。

### <温室効果ガスの削減目標>

上下水道局の事業展開の実施計画となる「川崎市上下水道事業中期計画」では、上下水道局における温室効果ガス排出量について、令和7(2025)年度までの削減目標を次のとおり定めています。

#### 【温室効果ガス排出量の削減目標】

	令和3(2021)年度(見込み)	令和7(2025)年度(目標)
水道・工業用水道の温室効果ガス排出量の削減割合* (平成25(2013)年度比)	44.9%	53.3%
下水道の温室効果ガス排出量の削減割合* (平成25(2013)年度比)	21.1%	27.7%

\*目標値を算定する上で使用する電力排出係数は、地球温暖化対策推進基本計画において市役所の温室効果ガス排出目標量を算定する際に使用した値を用いる。

## IV-2 環境技術の研究開発及び活用

地球規模での環境問題が深刻化する中、温室効果ガスの削減に向けた環境技術の研究開発は重要です。また、本市では優れた環境関連の技術やノウハウについて、海外展開する取組を全市的に進めています。

上下水道局では、環境技術の研究開発を推進するほか、「官民連携による国際展開」や「技術協力による国際貢献」を通じて、世界の水環境改善など、環境問題解決に向け、以下の取組を進めていきます。

### IV-2-(1) 下水道における環境技術などの研究開発

水道 工水 下水

下水の処理には多くのエネルギーを必要とし、その過程で温室効果ガスが排出されます。そのような中、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの達成には、新技術の導入が必要であることから、本市下水道施設へ導入可能な新技術等の研究開発を推進していきます。

#### 【計画期間の主な取組】

- 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するためには、省エネルギー化などによる温室効果ガス排出抑制、未利用エネルギーの活用による創エネルギー技術の導入、下水処理工程から排出される温室効果ガスの削減などが重要であることから、以下に示す3分野の技術を対策の軸として、本市下水道施設への適用可能性について調査・研究します。

#### 温室効果ガスの排出抑制技術

- 省エネルギー化、処理方式変更等

#### 創エネルギー技術

- 未利用エネルギーの活用等

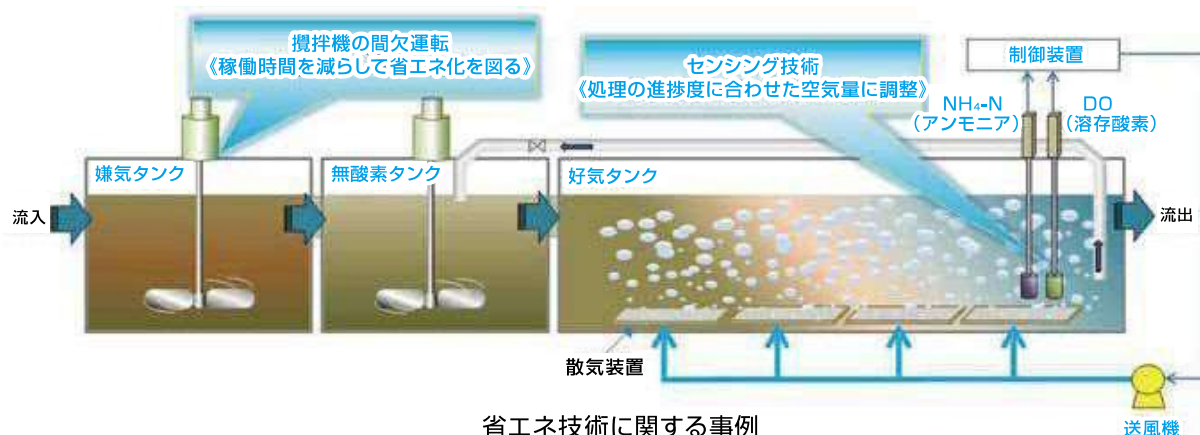
#### 排出された温室効果ガスの削減技術

- 温室効果ガスの分離・回収・利用・貯留等



新技術等の導入検討及び  
研究開発への取組

・温室効果ガスの排出抑制方策事例(センシング技術、攪拌機の間欠運転)



## IV-2-(2) 世界の水環境改善に向けた国際事業

水道 工水 下水

水関連の技術・製品や海外ビジネスのノウハウを有する民間企業と、上下水道の事業運営の技術・ノウハウを有する本市が連携し、関係省庁・団体の協力を得ながら水ビジネスを推進するプラットフォーム「かわさき水ビジネスネットワーク(かわビズネット)」を通じて、「官民連携による国際展開」の活動を進めます。

また、水環境に問題が生じている国外の地域に対しては、独立行政法人国際協力機構(JICA)等と連携し、開発途上国等への職員派遣や、羽田空港から近い立地である特性を生かした、海外からの研修生や視察者の受入れにより、「技術協力による国際貢献」を行います。

### 【計画期間の主な取組】

- かわビズネット会員企業の海外での事業化に向けたJICA調査事業等への協力を行います。
- かわビズネット総会やセミナーの開催、国際展示会への出展等による情報発信を実施します。
- ラオスにおけるJICA技術協力プロジェクト等への専門家派遣を推進します。
- インドネシアにおけるJICA草の根技術協力事業を推進します。  
(マカッサル市:漏水防止対策の取組 バンドン市:排水水質改善の取組)
- 海外からの研修生・視察者の受入れを実施します。



かわビズネット会員への支援  
(ベトナム・バリアブントウ省)



川崎国際環境技術展への出展



長期専門家によるラオス現地職員へのOJT



インドネシア・マカッサル市での事前協議



インドネシア・バンドン市での現地調査



ワクワクアクアへの視察者の受入れ

## IV-3 環境意識の向上に向けた取組の推進

上下水道事業における環境施策を着実に推進するためには、全ての職員が環境問題に対する意識を高め、環境に配慮して行動するとともに、積極的な情報提供を通じて、市民の皆様にも、上下水道事業と環境問題の関わりを理解していただくことが重要であると考えています。

上下水道局では、環境問題に対する職員及び市民の皆様の環境意識の向上に向けて、以下の取組を進めていきます。

### IV-3-(1) 環境計画年次報告書の公表

水道 工水 下水

本計画に基づく上下水道局における環境保全の取組状況や環境会計(\*)を市民の皆様にお知らせするために、環境計画年次報告書を作成・公表していきます。

\*環境会計＝環境保全の取組に必要とされる環境保全コストと効果を比較し、その評価を明らかにするための会計手法。

#### 【計画期間の主な取組】

● 毎年度、環境計画年次報告書を作成・公表します。



### IV-3-(2) 職員の環境意識の向上

水道 工水 下水

環境計画年次報告書の公表、広報活動などを通じて、環境施策に係る取組を局内で共有し、職員の意識の向上を図っていきます。

職員研修の一環として、水道・下水道に関する研究発表会を開催し、環境技術の研究開発について職員が発表・聴講する場を設け、また、新規採用職員研修において、環境に関する科目を盛り込み、知識の習得及び意識の向上を図るとともに、講習会や研修等に職員を積極的に派遣します。

#### 【計画期間の主な取組】

● 環境計画に基づく取組を着実に推進するためには、上下水道局の職員一人ひとりが環境に配慮した行動が必要であることから、局内では、環境施策に係る取組を共有するとともに、研究発表会や環境に関する研修を開催します。

さらに、新たな知見を取り入れるため、外部の講習会や研修等に職員を積極的に派遣することで、職員の環境意識の向上を図っていきます。

### IV-3-(3) 市民の環境学習の推進と広報活動の充実

水道

工水

下水

現在行っている広報活動として、小学生の社会科学習に使用する副読本の配布、小中学生を対象とした作品コンクールの開催、市民や小学生等を対象とした施設見学、各種イベントでの情報提供、広報紙や上下水道局のウェブサイトでの事業や取組についての情報発信があり、広報活動を通じて市民の環境学習を推進していきます。

#### 【計画期間の主な取組】

- 長沢浄水場広報施設において、自然の地形を活かした本市の水道の特徴や仕組みを水循環の流れに沿って学習していただくため、市内小学4年生の見学に加え、一般市民や海外からの見学者の増加に向け、区役所や関係団体等が発行する市内施設紹介のパンフレットへの掲載等を行い、積極的な情報発信に取り組んでいきます。
- 入江崎水処理センター広報施設において、国内外から見学者を受け入れ、水循環の中での下水道の役割と大切さについて学習していただくため、市内小学校等へのPRを行い、積極的な情報発信に取り組んでいきます。
- 継続して作品コンクールを開催します。また、社会科副読本は、教育委員会のGIGAスクール構想に伴い、電子化に取り組み、環境学習を推進していきます。
- 夏休み水道教室、夏休み下水道教室及び山北町との交流事業を継続して実施します。
- 川崎国際環境技術展等各種イベントにおける内容の充実を検討します。



かわさきみずみずフェア



山北町交流事業



かわさき下水道フェア



長沢浄水場広報施設



入江崎水処理センター広報施設

# 第4章 推進体制及び進行管理

## 1 計画の推進体制

本計画に基づき、環境施策を着実に推進していくためには、上下水道局全体で取組を進める必要があることから、本計画の進行管理、環境施策の調査・検討などを行う組織体制として、事業管理者を本部長とする「環境施策推進本部」を設置し、推進本部の下には、本計画の進行管理やエネルギー管理、地球温暖化対策等を所管する「環境施策企画推進委員会」を設置しています。

本計画における推進体制は、省エネ法に基づくエネルギー管理体制及び温対条例に基づく温室効果ガス削減の推進体制としての機能と役割を兼ね備えており、省エネルギー及び温暖化対策に係る取組を効果的に進めていきます。

また、本市が主催する「川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」に事業管理者が参画するほか、「川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議幹事会」などの下部組織に上下水道局職員が参画するなど、温暖化対策をはじめとする市の環境施策との連携・整合を図りながら、率先して市の責務を果たしていきます。

## 2 計画の進行管理

本計画の最終年度である令和7(2025)年度に向けて、環境施策を着実に推進していくためには、全ての取組事項について進捗状況を的確に把握し、PDCAサイクルを基本とした年度単位での適切な進行管理を行う必要があります。

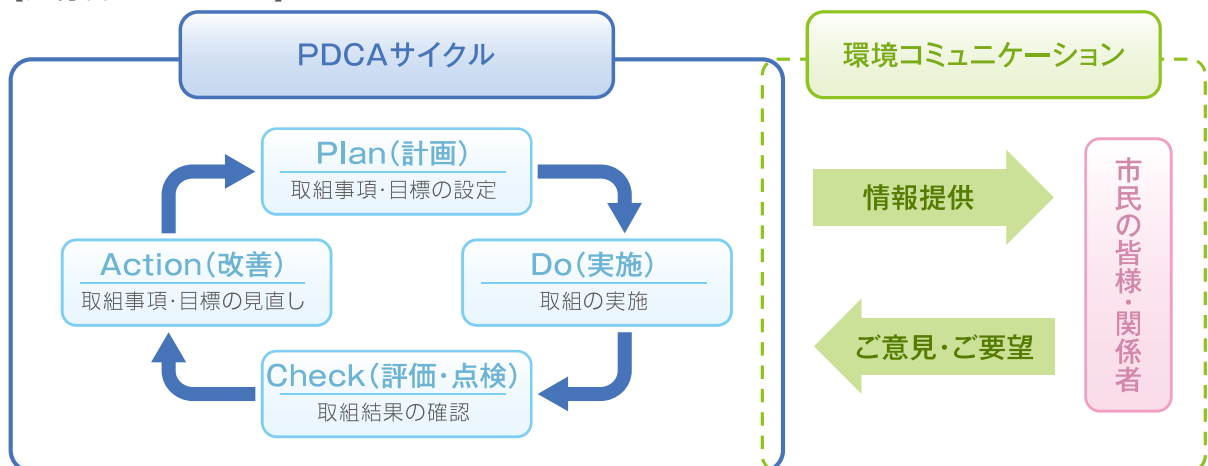
各年度の取組状況・結果については、環境施策推進本部等において点検・確認を行い、環境計画年次報告書として取りまとめ、公表することに加え、会議などを通じて、上下水道局で取組状況の共通認識を図るとともに、必要に応じてスケジュールの見直しを行うなど、取組内容を適宜修正しながら取組を推進していきます。

## 3 環境情報の共有化

本計画を実効性のあるものとするためには、市民の皆様をはじめ、工事関係の事業者など局外の関係者に対して、環境関係の情報提供を積極的に行い、環境に配慮した上下水道事業の運営について、ご理解、ご協力をいただくことが重要であると考えています。

環境施策の取組状況は、年度ごとに環境計画年次報告書として取りまとめ、ウェブサイトなどを通じて、市民の皆様公表します。また、様々な機会を捉えて、環境情報を随時発信する一方で、市民意識調査などを通じて、市民の皆様からも、上下水道事業における環境施策に関して、広くご意見、ご要望をいただけるようPRしていきます。上下水道局に寄せられたご意見等は、局内で情報の共有を図り、可能な限り取組に反映させながら、本計画を進めていきます。

### 【進行管理のイメージ】







川崎市上下水道局の環境施策について、  
皆様のご意見、ご感想をお待ちしています。

## 川崎市上下水道局環境計画



---

(お問い合わせ先)  
川崎市上下水道局経営戦略・危機管理室  
電話:044-200-3182 FAX:044-200-3982  
Email:80keiki@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市